

解禁日： 有（令和 年 月 日） • 無

令和7年 12月 5日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

国民健康保険被保険者に関する賦課誤りについて

1 概要

令和5年度分の国民健康保険料（以下「保険料」といいます。）について、国民健康保険法（以下「法」といいます。）第110条の2第1項の規定による保険料の賦課決定（更正）期間（当該年度における保険料の最初の納期限の翌日（この日以降に守口市国民健康保険に加入了場合は加入日の翌日）から起算して2年間）を経過しているにも関わらず、守口市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」といいます。）からの所得更正の申告に伴い、保険料を賦課更正していたことが判明しました。

2 経緯

令和7年11月25日に被保険者から、「令和7年度分および令和6年度分に係る保険料の更正通知がそれぞれ到着したが、令和5年度分についても保険料が更正され口座から引き落とされているのはなぜか。」という問い合わせがありました。調査を行ったところ、法第110条の2第1項の規定による令和5年度分の保険料の決定（更正）期間を経過後に所得更正が申告されており、令和5年度の保険料は法令上更正できないにも関わらず賦課更正し、更正による増額分をこの被保険者から追加で徴収（口座振替）していたことが判明しました。

また、本問い合わせを受け、他の被保険者に係る同様の事案を調査したところ、令和7年7月以降において13件の事案が確認されました。

3 対象被保険者数

合計 13名

① 保険料が誤って増額賦課されたため、増額分の還付が発生する被保険者 12名

（総額 1,822,484 円）

※このうち4名については、納付が行われていないため、この度の保険料の賦課更正が誤りであった旨のみを説明し、謝罪を予定しています。

② 保険料が誤って減額賦課された被保険者 1名（88,586 円）

※この1名については、減額賦課分の還付手続が行われていないため、この度の保険料の賦課更正が誤りであった旨のみを説明し、謝罪を予定しています。

4 対応

- ① 増額賦課された被保険者（8名）に対しては、速やかに、増額賦課の誤りについて謝罪するとともに還付手続を行う旨の通知を送付します。また、納付が行われていない被保険者（4名）に対しては、増額賦課の誤りについて謝罪の通知を送付します。
- ② 減額賦課された被保険者（1名）に対しては、減額賦課の誤りについて謝罪するとともに還付するべき保険料は存在しない旨の通知を送付します。

5 原因

担当職員がデータ処理を行った際、令和5年度分に係るデータについて処理工程の中で行うべき作業項目の1つを失念したためです。

6 再発防止策

更正通知発送に係る点検においては、データ処理後の内容について管理職を含めた複数の職員でチェックを行います。また、処理マニュアルについては、処理工程の詳細化を進める見直しを行います。

問合せ：守口市役所健康福祉部保険課

電話 06-6992-1289 (直通)